

南関町農作業等標準労働賃金

単位:円(税込)

作業項目	単位	金額	備考
一般農作業	1日	7,200	1日=8時間、熊本県最低賃金:898円(1時間)
荒起こし(1回目)	10a当	7,000	ほ場整備済の田
		8,400	未整備田
2回目以降耕耘	10a当	5,000	ほ場整備済の田
		6,000	未整備田
代かき(たてよこ1回ずつ)	10a当	7,000	ほ場整備済の田
		8,400	未整備田
肥料散布	10a当	1,000	肥料は委託者が準備
肥料・農薬散布	10a当	1,500	肥料・農薬は委託者が準備
機械田植 (苗は作業委託者が準備)	10a当	7,000	ほ場整備済の田
		8,400	未整備田
畑耕耘	10a当	5,000	
バインダー稲刈	10a当	9,000	紐は受託者で準備
脱穀	10a当	8,000	
コンバイン刈取	10a当	15,000	ほ場整備済の田
		18,000	未整備田
		18,000 稲の倒伏	ほ場整備済の田
		21,600 稲の倒伏	未整備田
生粳運搬	10a当	1,000	
乾燥(粳摺り一連)	30kg当	700	掛け干し
		1,000	生粳
粳摺り	30kg当	450	
畦塗り	1m当	70	
<p>・農業機械使用にともなう燃料は、機械持ちちとなります。 ・熊本県最低賃金の効力発生日は、令和5年10月8日からです。 ・最低賃金が改定され、作業賃金が最低賃金を下回る場合は、最低賃金の額に読み替えるものとします。</p>			

南関町農業委員会では、令和六年四月十日に農業委員で協議を実施した結果、農作業等標準労働賃金を左記のとおり決定しましたのでお知らせします。
 なお、この金額は、農家のみなさんが農作業等を委託または受託される時の目安です。双方の話し合いのうえ決定してください。

南関町農作業等標準労働賃金について